

熊本市自治推進委員会答申:個別対応表及び進行管理表

参考資料3
H25.7.11

	(ア) 熊本市への答申	(イ) 答申に対する市の方針	(ウ) 取組内容	(エ) 関係課	(オ) 各課での具体的な動き	(カ) 計画			
						H24	H25	H26	H27
情報共有	① 必要な情報が必要な時期に必要な市民まで確実に届くように改善をすること	市民が情報をどのように受け止めているか確認し、適切な情報発信ができるように努力します。	1 ・情報の内容に応じた方法による提供の推進	広報課	・より効果的に情報が提供できるよう、様々な媒体の選択や組み合わせを行い広報を行う。	継続	⇒	⇒	⇒
				広報課	・情報提供の質向上に向けたCMS(HP記事入力システム)の刷新	検討	実施		
				市民協働課	・各課の情報提供の課題を検証		検討	実施	継続
	② 新しい情報媒体を活用し効果的な情報共有を。	新しい情報媒体の研究を行い、複数の手法を用いて効果的に情報を共有していく仕組みを構築します。	2 ・新しい媒体による情報共有を研究 3 ・適切かつ効果的な情報共有の実践	広報課 各区総務企画課	・平成24年度よりフェイスブックの活用を開始(今後も効果的な広報媒体については積極的に活用していく)	継続	⇒	⇒	⇒
				広聴課	・「市長への手紙」「わたしの提言」といった市民の声や市民と市長の直接対話事業での意見交換内容、2000人市民委員会におけるアンケート結果について、市HPへ掲載し、市施設で閲覧に供し、情報共有に努める。	継続	⇒	⇒	⇒
	③ 市民参画・協働につながる情報共有を行うこと	市民参画・協働の前提となる情報を発信し、共有していきます。	4 ・市政情報の積極的な提供の徹底 5 ・情報公開、個人情報保護を含めた情報共有に関する職員研修の強化	総務課	・市政情報プラザでの情報提供。 ・熊本市ホームページでの「目録公開、要綱公開」	継続	⇒	⇒	⇒
				市民協働課	・PIマニュアルに「市政情報の市民提供に関する基本的な考え方」について盛り込みながら、情報共有の推進を図る。		実施	継続	⇒
				総務課	・各種職員研修会を実施	継続	⇒	⇒	⇒
参画	① 市民と一緒に企画立案して行くフレームワークが必要であり、市民、行政双方の目的が達成される関係を構築すること。	市民とともに企画立案できる参画の手法を積極的に取り入れます。	6 ・様々な参画の手法の積極的な取り入れ 7 ・審議会への公募委員の登用促進 8 ・パブリックコメントを含む広聴制度の強化	市民協働課	・PI協議において、関係課(企画課・広聴課)などとの連携を強化し、適切な時期に効果的なPI協議を実施し、参画の取組みの推進を行う。 ・企画立案の段階でワークショップやパブリックミーティングなど効果的な参画の手法について協議し、助言を行う。		検討	実施	継続
				行政経営課	・「審議会等の設置等に関する指針」における委員公募に関する規定の整備 ・「熊本市公募委員の選任に関する要綱」及び公募委員の選考に関する要綱等のモデルの整備	完了			
				市民協働課	・自治基本条例との整合性を図り、公募委員の登用について助言する。	継続	⇒	⇒	⇒
				広聴課	・パブリックコメントを効果的に行うため、各課に対しパブリックコメントの方法やスケジュールについて周知に努める。また、パブリックコメント実施担当課とスケジュールや公表資料について十分な協議を行う。 ・その他の広聴事業についても、意見に対する迅速かつ確な対応に努める。	継続	⇒	⇒	⇒

	(ア) 熊本市への答申	(イ) 答申に対する市の方針	(ウ) 取組内容	(エ) 関係課	(オ) 各課での具体的な動き	(カ) 計画				
						H24	H25	H26	H27	
参画	② 幅広く市民が参画できる仕組みを取り入れ、事業の性質に応じた効果的な参画の機会を講じること。	新しい参画の手法を研究し、複数の手法を用いるなど効果的な参画の仕組みを構築します。	9	・新しい参画の手法の研究と活用	広聴課	・H23年度に2,000人市民委員会を設置し、市の政策課題についての情報提供を行った上で、アンケート調査を行い、施策の参考としている。	継続	⇒	⇒	⇒
					市民協働課	・参画協働に関する研修による擬似成功体験の実施	実施	継続	⇒	⇒
					市民協働課	・参画のモデルの他都市調査・研究	検討	実施	継続	⇒
					市民協働課	・参画協働推進員による、参画の手法の情報共有	検討	実施	継続	⇒
	③ 市民の関心を掘り起こし、市民同士による合意形成の機会の増進を図ること。	市民同士による合意の形成の過程において必要な支援に努めます。	10	・協議の場の環境整備	区政推進課 各区総務企画課	・各区において、まちづくり懇話会を設置し、区の特性を生かしたまちづくりの推進を行っていく。	検討	実施	継続	⇒
				11	・各区における各種団体との意見交換	各区役所	・各区のまちづくりに関し、地域の各種団体との意見交換会等を実施。	実施	継続	⇒
協働	① 対等な立場で目標や成果を共有したうえで、それぞれの役割分担を担っていける関係を築くこと。	行政、市民同士、行政同士の水平的な協力・連携の関係を構築していきます。	12	・市民活動支援センターでのコーディネート	市民協働課	・あいぽーとでの相談対応 ・市民公益セミナー等による市民との交流やコーディネート	実施	継続	⇒	⇒
			13	・庁内協働(連携強化)の推進	市民協働課	・自治基本条例庁内推進会議において協力関係の構築	継続	⇒	⇒	⇒
			14	・まちづくり支援メニューの充実	区政推進課 各区まちづくり推進課	まちづくり活動の手引きを毎年度作成し自治会等へ配布	継続	⇒	⇒	⇒
					市民協働課	あいぽーとでの活用・コーディネート	検討	実施	継続	⇒
	② 市民も責任を共有し、市民と行政が一緒に協働のあり方を作りあげること。	市民の協働に対する意識向上に努めます。	15	・市民向け、市民と行政の合同研修の実施	市民協働課	・市民公益セミナー等の実施 ・参画協働に関する研修の実施	実施	実施	実施	⇒
			16	・協働ハンドブックの活用	市民協働課	・あいぽーとセミナーでの活用 ・参画協働に関する研修での活用 ・基金説明会やNPO説明会での配布 ・NPO法人設立時、あいぽーと登録時の配布	実施	継続	⇒	⇒
				17	・協働提案制度の研究、構築	市民協働課	・チャレンジ協働事業により、職員の協働のスキルを高める。	継続	⇒	検討
③ 多様な主体との協働を推進すること。	市民と行政、市民同士のコーディネート力を高め、ネットワークを構築していきます。			市民協働課	・市民協働提案制度の構築。	検討	⇒	実施	継続	

	(ア) 熊本市への答申	(イ) 答申に対する市の方針	(ウ) 取組内容	(エ) 関係課	(オ) 各課での具体的な動き	(カ) 計画					
						H24	H25	H26	H27		
総括	①参画・協働の形式的な実施ではなく、質の向上を図ること。	参画の手法、協働の形態の創意工夫に努めます。	18 ・参画の質の向上	市民協働課	・PIマニュアルの改定	実施	検討	検討	実施		
					・参画の手法の費用対効果や内容の検証		検討	検討	実施		
					・PI研修により、参画に対する職員の意識を高める。	継続	⇒	⇒	⇒		
			19 ・協働の質の向上	人事課(人材育成センター)	・新規採用職員及び職種変更職員研修において、参画や協働に関する課目を実施する他、他課が実施する参画・協働に関する研修への支援を行うことにより、職員の参画・協働に関する意識の向上に努める。	実施	継続	⇒	⇒		
	市民協働課	・参画協働の研修により、協働のプロセスを市民と体験することで、職員の協働の意識を高める。			実施	継続	⇒	⇒			
		・協働実践の手引きの作成			検討	⇒	実施	完了			
	②政令指定都市における区ごとのまちづくりを推進すること。	本庁と区役所との連携を図り、区ごとのまちづくりを推進していきます。	20 ・地域情報の整理・把握	各区役所	・区ごとのまちづくりのため、地域情報を収集し、課題等の整理を行う。	実施	実施	継続	⇒		
					21 ・区ごとのまちづくりの推進	区政推進課 各区役所	・区ごとにまちづくりビジョンを策定し、それに基づき、区の特性を生かしたまちづくりを進める。	検討	実施	継続	⇒
							22 ・本庁と区役所との連携強化	区政推進課 各区役所	・本庁主務課と区役所各課の連絡会議を設置し、それぞれの課題等について協議を実施中。	実施	継続
	③市民との信頼関係を構築すること。	法令遵守・コンプライアンスに努めること、オンブズマンの報告等を改善することなどにより、市政に対する理解、市民との信頼関係を高めていきます。	23 ・職員の公務員倫理意識の醸成と行動規範の徹底による職場風土の改善と不祥事の根絶	人事課 (コンプライアンス推進室)	・コンプライアンス意識の啓発 ・職場風土の把握と改善 ・事務処理チェック体制等の見直し改善	実施	継続	⇒	⇒		
24 ・市オンブズマンの報告等を踏まえた改善					オンブズマン事務局	・苦情申立ての調査が終了した事案で、市に対し改善等を行うようオンブズマンが要望したものについては、年2回市に対し改善等に関する調査を行う。 ・市民への公表として、市の改善等の状況を含む熊本市オンブズマン報告書を作成し、オンブズマン事務局、市政情報プラザ、区役所、総合出張所、出張所に備置、熊本市ホームページに掲載。 ・苦情申立ての事例を市政情報プラザに備置、熊本市ホームページに掲載。	実施	継続	⇒	⇒	